

Ⅱ 計画の基本的な考え方



Ⅱ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

人生を意義あるものとするためには、高齢者自身の希望に応じ、その人の意欲と能力を発揮して、健康で生きがいに満ちた生活を最期まで送ることが望めます。

そのためには、高齢者のみではなく、

- ①若年者も含めたすべての人が、「自身の健康に留意し、
自ら努力していくこと（自助）」、
- ②地域に住む人びとが、「協力してお互いに支え合うこと（共助）」、
- ③行政機関が「市民と地域社会の様々な団体の間に立ち、連携を取る（公助）」
が必要です。

第4期計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい人生を送ることができる地域づくりを目指し、「生きがいに満ちた 健やかな長寿 みどりの都市（まち）」を理念として掲げました。

今回の第5期計画では、『第4次系満市総合計画』（平成23年3月策定）の将来像である「つながりの豊かなまち」に基づき、“人とのつながり”、“心とのつながり”、“組織のつながり”など、様々な視点における「つながり」を広げることによって、地域福祉の基盤づくりを進めることを理念に盛り込むこととします。

また、高齢者への保健、福祉、介護の施策を推進し、地域での生活を支援することで「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい人生を送ることができる地域」をつくるという視点も第4期計画から継承し、今期計画の基本理念を以下のように定めます。

■□ 基 本 理 念 □■

生きがいに満ちた 健やかな長寿 つながりの豊かなまち

2. 「暮らしの木」について

市では、第4期計画策定の際に、計画の基本理念の実現に向け、高齢者の地域生活を充実させるためにはどういったことが必要だろうかという議論を行いました。

その結果を項目ごとにまとめ、さらに糸満市で高齢者が暮らす上で「必要なこと」を、次ページの図のように「暮らしの木」として位置づけしました。

第5期計画においても「暮らしの木」に糸満市の課題から望まれる姿を記載し、この実現に向けて取り組むように位置づけています。

（図の概要）

○市の高齢者の福祉と介護を『一本の木』としてイメージしました。福祉と介護の向上はこの木を「育てる・成長させる」ことに位置づけます。

○【現在の市の課題】が『根』にあたります。

○【現在の市の課題】（『根』）からはじまり、高齢者が糸満市で充実した生活を送るためにはどういう【条件】が満たされていけばよいのか…。その【条件】が『枝と葉』にあたります。

○その『枝と葉』を支えるのに必要不可欠なのが『幹』です。

○そして『枝と葉』、『幹』が成長し、大樹となることで、高齢者が明るく地域で暮らすことができる…。そういう思いを込めてこの木を『高齢者の福祉と介護 “暮らしの木”』と名付ました。

○この『暮らしの木』のそれぞれの『枝と葉』、『幹』を成長させるように施策を掲げています。

3.『高齢者の福祉と介護 “暮らしの木”』

※「暮らしの木」別紙参照（A3サイズ）

4. 基本目標と重点目標

「高齢者の福祉と介護“暮らしの木”」で掲げた【条件】より、基本目標を以下のように設定します。

基本目標

基本目標1. 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを支える体制の整備

・「相談体制の整備」「住まいの確保」「行政の体制整備」を推進し、高齢者の日々の暮らしを支援する。

基本目標2. 生き生きと健康に暮らすために ～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

・「健康増進」「介護予防」「介護」を推進し、若い頃から高齢期までの生き生きとした暮らしの支援を図る。

基本目標3. 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

・「集いの場」「移動・交通手段」「生きがい」を推進し、気軽に出かけ、交流や生きがい活動のしやすい環境を整備する。

基本目標4. 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

・「見守り」「ボランティア」「認知症高齢者への対応」「災害時の対策」を推進し、地域福祉ネットワークを構築する。

さらに、木の幹にあたる「地域の力をつける」ことがもっとも重要であるため、重点目標を以下のように掲げます。

重点目標

高齢者が安心して生活できる地域包括ケアの推進

そのために……☆圏域を中心とした地域福祉ネットワーク体制の整備を検討・実施し、地域の繋がりを確保する。

5. 施策の体系 ～基本目標の展開

「暮らしの木」に基づき、本計画の施策の体系は以下のようになります。

1. 暮らしを支えるために ～日々の暮らしを支える体制の整備

(1) 相談体制の整備充実

- ① 地域包括支援センターの体制の強化
 - ・ 専門員の確保、センターの周知
- ② 地域相談センターの充実
 - ・ 地域相談センターの各圏域への配置、地域包括支援センターとの連携強化
- ③ 相談のための連携体制の構築
 - ・ 地域包括支援センターと民生委員、介護支援専門員、市社会福祉協議会、地域相談センター、関係機関等と連携した相談体制の強化

(2) 権利擁護の推進

- ① 権利擁護相談の充実
- ② 権利擁護のための事業、制度の周知と利用促進
 - ・ 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知と必要な方への利用促進
- ③ 虐待の早期発見と防止
 - ・ 高齢者虐待防止ネットワークによる虐待への対応
 - ・ 虐待防止のための周知（民生委員、介護支援専門員、地域デイサービスでの周知）

(3) 高齢者のための住宅対策の推進

- ① 高齢者が住みやすい市営住宅の推進
- ② 住宅改修の周知
 - ・ 介護保険の住宅改修の周知

(4) 各種連携体制の整備

- ① 行政内部の連携体制の構築
- ② 行政と関係機関との連携、情報の共有強化
- ③ 定期的な事業の点検評価の実施
 - ・ 計画を推進するための点検・評価の実施
- ④ 市民、地域、行政の役割の周知、啓発
 - ・ 「自助、共助、公助」による地域づくりについて、周知と実践を推進する

2. 生き生きと健康に暮らすために ～健康・予防・介護の推進で生き生き暮らせる環境の整備

(1)生活習慣病の予防と健康づくりの推進

①特定健診・特定保健指導の推進

- ・「特定健康診査等実施計画」によるメタボ予防対策を推進する

②がん検診の実施

③生活習慣病予防の周知・啓発

④健康づくりの推進

- ・「健康いとまん21」（健康増進計画）による住民の健康づくり活動の推進・支援
- ・食育の推進
- ・中高年代の運動の促進

(2)介護予防の推進

①一次予防事業対象者への介護予防の充実

- ・一次予防事業（願寿館教室、地域デイサービス、かりゆし健康クラブ、いきいき健康クラブ、介護予防周知事業）

②二次予防事業対象者への介護予防の充実

- ・二次予防事業対象者把握事業
- ・二次予防事業（筋力向上トレーニング、口腔機能向上促進事業、うつ・閉じこもり・認知症予防訪問指導、栄養改善訪問指導）

③二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメントの充実

- ・二次予防事業対象者のためのケアマネジメント（プラン作成とフォロー）の充実

④介護予防・日常生活支援総合事業

(3)介護サービスの推進

①介護サービスの質の向上

- ・介護サービス事業所への指導及び監査、サービスの適正給付の推進

②地域密着型サービスの整備充実

- ・地域バランス等を考慮したサービスの整備

③要支援者の介護予防ケアマネジメントの充実

- ・要支援1、2の予防プラン作成
- ・委託事業所との連携

(4)介護予防生活支援事業の推進

①任意事業の充実（地域支援事業）

- ・家族介護者への支援、食の自立支援事業

②介護予防生活支援事業の充実（市の単独事業）

- ・軽度生活援助事業、外出支援サービス事業、福祉電話設置事業、緊急通報システム事業

3. 楽しく明るく暮らすために ～暮らしの中で、気軽に交流や活動に参加できる環境の整備

(1) 生きがいづくりの推進

- ① 老人クラブ活動の育成
- ② シルバー人材センターの活用促進
- ③ スポーツ、生涯学習、文化活動等の生きがい活動の推進
- ④ 世代間交流の機会の拡充
- ⑤ 生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進
 - ・ 高齢者の生きがい活動としてのボランティア、地域ボランティアの促進
- ⑥ 敬老会の実施及び祝い金の支給
 - ・ 敬老会の実施と敬老祝い金等の支給

(2) 集いの場の拡充

- ① 地域の集いの場の確保
 - ・ 地域デイサービスの推進
 - ・ 地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり
 - ・ 家族介護者の集いの充実
- ② 老人福祉センター等の整備検討
- ③ 公民館を活用した交流の充実
 - ・ 公民館の開放による地域交流、世代間交流の推進

(3) 移動・交通手段の整備

- ① 事業実施等における移動手段の確保
- ② 外出支援サービス事業（再掲）
- ③ 送迎バス活用モデル事業の実施継続
 - ・ 自動車学校や病院の送迎車を活用した移動の確保
- ④ コミュニティバスの整備検討
- ⑤ 移動についての支援方策の検討

4. 安心して住み続けるために ～安心して暮らせる地域福祉ネットワーク体制の構築

(1) 高齢者の見守り活動の推進

- ① 地域の見守りネットワーク体制の構築
- ② 一人暮らし高齢者等の実態把握の実施
- ③ 緊急通報システム事業の充実（再掲）
- ④ 食の自立支援事業（再掲）

(2) 認知症対策の推進

- ① 認知症についての周知と理解の促進
- ② 認知症のネットワーク体制づくり
- ③ 地域密着型サービスの整備充実（再掲）
- ④ 認知症家族介護者への支援

(3) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアの養成と活動支援の強化
- ② 社協ボランティアセンターとの連携強化
- ③ 生きがいボランティア（シルバーボランティア）の促進（再掲）

(4) 災害時の対策の推進

- ① 防災計画に基づいた災害時対策の充実
- ② 災害時要援護者登録制度の推進
- ③ 救急医療情報キットの普及推進

※「施策の体系図」別紙参照（A3サイズ）

6. 取り組みの視点

高齢者施策や事業を展開するために、各取り組みに共通して必要となっていることが「体制」「周知」「移動」の3点です。

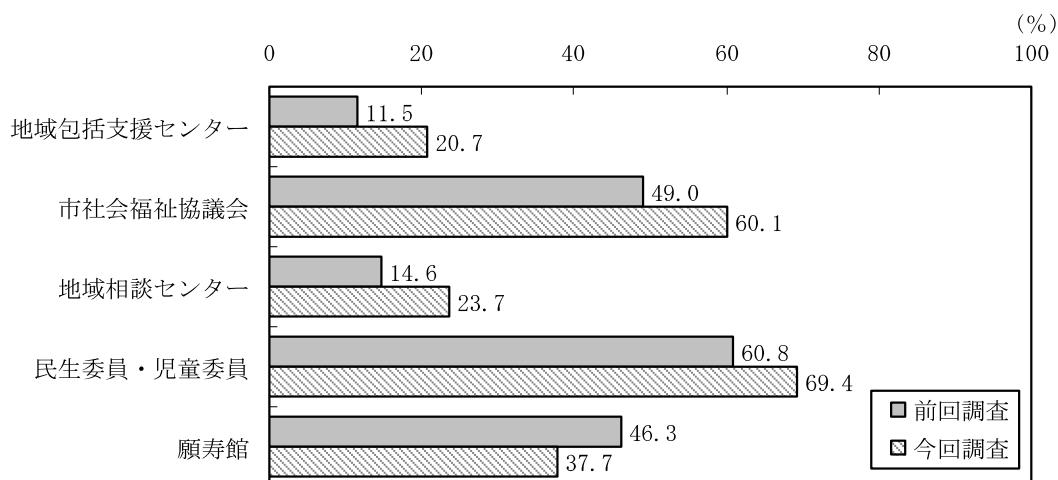
体 制

事業・施策の実施にあたっては、行政及び地域包括支援センター、地域相談センター、市社会福祉協議会、地域の民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、介護保険のサービス事業所等との「つながり」が必要ですが、地域の高齢者の実態やニーズの把握、情報共有、連絡調整が課題となっています。行政や関係者、関係機関が日頃からの繋がりを深め、「地域包括ケアの推進」のための連携体制強化を図っていきます。

周 知

平成22年度に実施した「日常生活圏域ニーズ調査」では、地域包括支援センターや地域相談センター等の福祉関係機関の周知状況を尋ねました。前回調査時よりも周知度は上がっているものの、依然として全体の周知度が低いものもあります。また、多くの事業においては、事業の「周知・広報」の必要性が課題としてあげられています。相談先や介護サービス等の情報について、必要な人に必要な情報が行き届くのはもちろんのこと、広く市民への周知にも努めていきます。

(参考) 福祉関係機関等の利用と周知状況

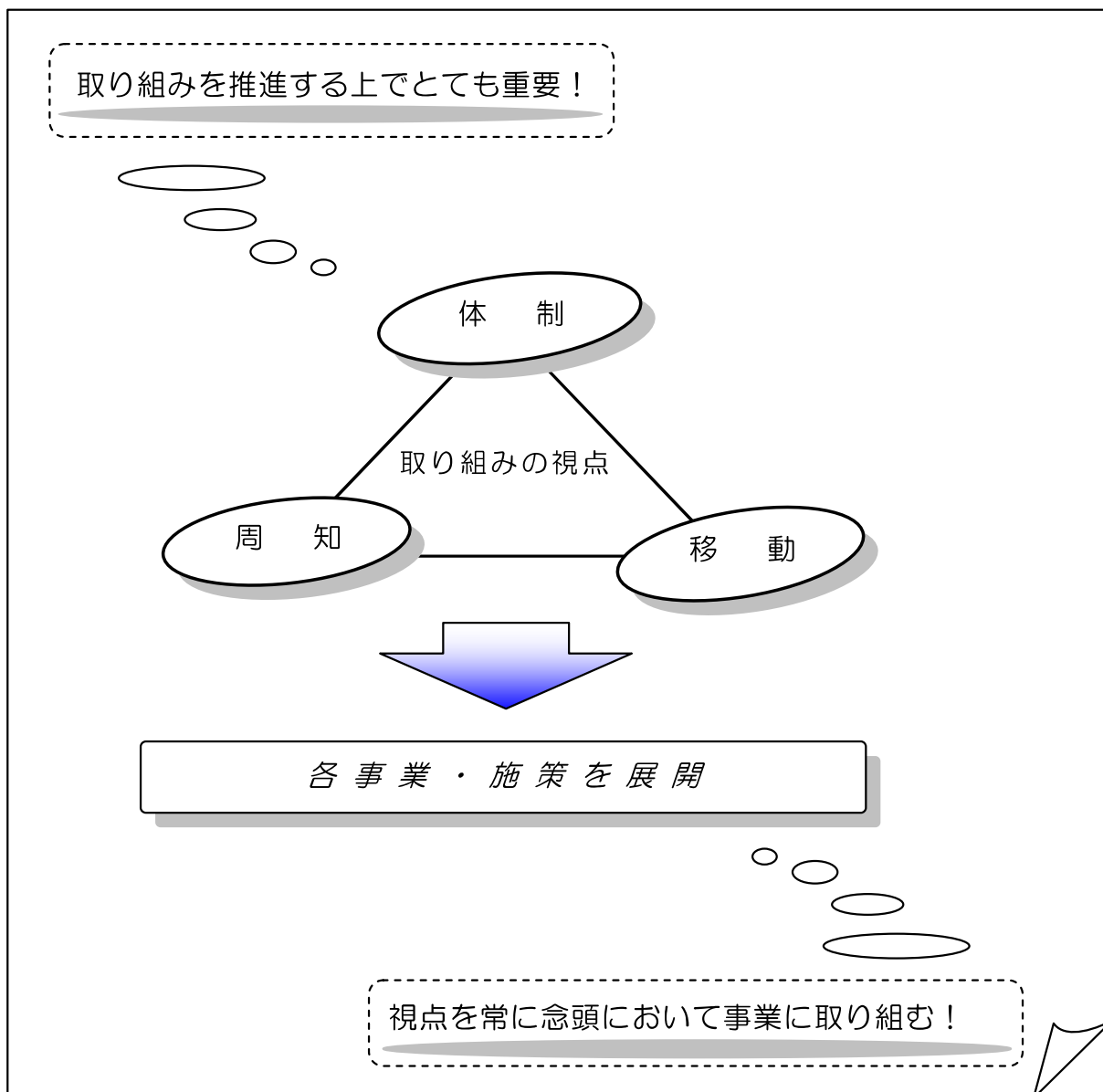


移 動

買い物や病院へ行くなどの日常生活のほか、市の介護予防事業等への参加など、外出においては移動手段の確保が必要です。面積の広い糸満市ではこれまでも移動手段が大きな課題であり、特に高齢者の生活には不可欠な問題となっています。現在は市内の路線バスや自動車学校・病院の送迎バスを活用した移動手段がありますが、気軽に利用できる交通手段の確保にも努めていきます。

各事業・施策を実施するにあたっては、この「体制」「周知」「移動」という3点が重要であることを念頭に置き、取り組みの効果的な進め方を図っていきます。

「暮らしの木」においては、この3つの視点は、いわば木を育てる【肥料】にあたります。



7. 日常生活圏域と地域ネットワークの展開 ～重点目標を達成するために

重点目標の達成のためには、地域づくりがとても重要となります。このため、日常生活圏域の設定と地域包括ケアの推進について、以下のように進めていきます。

(1) 圏域と地域ネットワークの展開

一人暮らし高齢者の増加にともない、地域での見守り活動等の必要性が増しています。しかし、役所で各地域のすべてについて状況把握を行い、きめ細かな対応を図ることは困難となっています。

このため、圏域単位に住民と協働したサービス（地域ネット）を推進していく体制づくりを検討していきます。

■圏域のあり方

	規模、単位	サービス内容
小規模な圏域	字・自治会	地域デイサービス・見守り支援（食の自立支援、緊急通報、傾聴ボランティア）
	小学校区	
中規模な圏域	中学校区	地域密着型サービス、福祉空間整備事業 緊急時対応、地域相談センター
大規模な圏域	市	高齢者福祉サービス 食の自立支援、軽度生活支援、介護予防事業

(2) 日常生活圏域について

市では、日常生活圏域を5つに設定し、圏域ごとに訪問や高齢者把握事業の円滑な事業展開を図ってきています。第5期計画においても現在の5圏域において、地域相談センターによる高齢者の実態把握と相談等の対応に取り組みます。

単位：人、％

圏域名	行政区	高齢者数 (H23)	高齢化率 (H23)
糸満圏域	字糸満全域	2,019	19.73
西崎圏域	西崎町、西川町、潮平、阿波根	1,726	8.14
兼城圏域	照屋、兼城、座波、賀数、北波平、武富	1,959	14.37
高嶺圏域	豊原、与座、大里、国吉、真栄里、潮崎町	1,211	19.67
三和圏域	真壁、宇江城、真栄平、新垣、伊敷、名城、小波蔵、糸洲、南波平、喜屋武、束里、福地、山城、伊原、米須、大度、摩文仁	2,192	28.36

< 糸満市の日常生活圏域区分 >

